

○三笠市介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定の基準及び運営指導に関する要綱

平成 29 年 3 月 31 日

29 三保第 127 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日

令和 6 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、三笠市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日 29 三保第 125 号。以下「事業実施要綱」という。）第 3 条第 1 項各号及び第 2 項各号に定める訪問介護相当事業、総合事業訪問型サービス A、通所介護相当事業及び総合事業通所型サービス A を提供する指定事業者の指定に係る人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当事業 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する訪問型サービスのうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成 26 年改正前法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして事業実施要綱に基づき実施する事業をいう。
- (2) 総合事業訪問型サービス A 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する訪問型サービスのうち訪問介護相当事業より事業者の指定の基準を緩和したものとして事業実施要綱に基づき実施する事業をいう。
- (3) 通所介護相当事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する通所型サービスのうち平成 26 年改正前法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護相当のものとして事業実施要綱に基づき実施する事業をいう。
- (4) 総合事業通所型サービス A 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する通所型サービスのうち通所介護相当事業より事業者の指定の基準を緩和したものとして事業実施要綱に基づき実施する事業をいう。
- (5) 訪問介護相当事業者 訪問介護相当事業を運営する者をいう。
- (6) 総合事業訪問型サービス A 事業者 総合事業訪問型サービス A 事業を運営する者をいう。
- (7) 通所介護相当事業者 通所介護相当事業を運営する者をいう。
- (8) 総合事業通所型サービス A 事業者 総合事業通所型サービス A 事業を運営する者をいう。
- (9) 訪問介護相当事業所 訪問介護相当事業を運営する事業所をいう。

- (10) 総合事業訪問型サービスA事業所 総合事業訪問型サービスA事業を運営する事業所をいう。
 - (11) 通所介護相当事業所 通所介護相当事業を運営する事業所をいう。
 - (12) 総合事業通所型サービスA事業所 総合事業通所型サービスA事業を運営する事業所をいう。
 - (13) 常勤換算方法 訪問介護相当事業所、総合事業訪問型サービスA事業所、通所介護相当事業所又は総合事業通所型サービスA事業所の従業者の勤務時間数をこれらのサービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、これらのサービス事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(事業者の指定)

- 第3条** 法第115条の45の3第1項の規定に基づく訪問介護相当事業者の指定は、都道府県知事（指定都市及び中核都市の長を含む。以下同じ。）が指定する指定介護予防訪問介護事業者のうち、第4条から第6条に規定する基準を満たす訪問介護相当事業を運営する者であって、第7条に規定する市長の運営指導の内容を遵守することができる者に対して行うものとする。
- 2 法第115条の45の3第1項の規定に基づく総合事業訪問型サービスA事業者の指定は、都道府県知事が指定する指定介護予防訪問介護事業者のうち、第8条から第10条に規定する基準を満たす総合事業訪問型サービスA事業を運営する者であって、第11条に規定する市長の運営指導の内容を遵守することができる者に対して行うものとする。
- 3 法第115条の45の3第1項の規定に基づく通所介護相当事業者の指定は、都道府県知事が指定する指定介護予防通所介護事業者のうち、第12条から第14条に規定する基準を満たす通所介護相当事業を運営する者であって、第15条に規定する市長の運営指導の内容を遵守することができる者に対して行うものとする。
- 4 法第115条の45の3第1項の規定に基づく総合事業通所型サービスA事業者の指定は、都道府県知事が指定する指定介護予防通所介護事業者のうち、第16条から第18条に規定する基準を満たす総合事業通所型サービスA事業を運営する者であって、第19条に規定する市長の運営指導の内容を遵守することができる者に対して行うものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、暴力団関係者（三笠市暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に対しては、前各項の指定は行わないものとする。

(訪問介護相当事業所の訪問介護員等の員数)

- 第4条** 訪問介護相当事業者が訪問介護相当事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当事業サービスの提供に当たる介護福祉士又は平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この条から第7条において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 訪問介護相当事業所ごとに置くべきサービス提供責任者（常勤の訪問介護員等であるものに限る。以下同じ。）の員数は、利用者（当該訪問介護相当事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当事業及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数は、利用者の数に応じて常勤換算方法により算定することができる。
- 3 前項の利用者の数は、前 3 月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 2 項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問介護相当事業に従事するものとする。ただし、利用者に対する訪問介護相当事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第 3 条の 4 第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 6 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、サービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している訪問介護相当事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該訪問介護相当事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者が 50 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。
- 6 訪問介護相当事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（訪問介護相当事業所の管理者）

第 5 条 専らその職務に従事する常勤の管理者は、訪問介護相当事業所ごとに置くこととする。ただし、訪問介護相当事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問介護相当事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（訪問介護相当事業所の設備及び備品等）

第 6 条 訪問介護相当事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当事業を行うにあたり必要な設備及び備品等を備えることとする。

- 2 訪問介護相当事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 訪問介護相当事業者は、訪問介護相当事業の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第8条第35号に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

- 2 訪問介護相当事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問介護相当事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問介護相当事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問介護相当事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問介護相当事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものとする。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問介護相当事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 訪問介護相当事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問介護相当事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た訪問介護相当事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

(訪問介護相当事業者への指導内容)

第8条 市長は、訪問介護相当事業者に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、要支援の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すこと。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 訪問介護相当事業（次号及び第5号において「事業」という。）を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の第1号事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (4) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じること。
- (5) 事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- (6) 訪問介護相当事業者は、法人でなければならない。
- (7) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1箇月前までに次に掲げる事項を市長に届け出ること。
 - ア 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - イ 廃止し、又は休止しようとする理由
 - ウ 現に事業を利用している者に対する措置
 - エ 休止の予定期間
- (8) 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に事業を利用していた者であつて、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き事業に相当するサービスを利用することを希望する者が必要なサービスを継続的に利用することができるよう、指定介護予防支援事業者、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整等便宜の提供を行うこと。
- (9) 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
- (10) 訪問介護相当事業所の実施地域（当該訪問介護相当事業所が通常時に訪問介護相当事業を提供する地域をいう。以下この条において同じ。）等を勘案し、訪問介護相当事業の利用申込者に対し自ら適切な訪問介護相当事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該

利用申込者の住所地を管轄する地域包括支援センターへの連絡、適切な他の訪問介護相当事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じること。

- (11) 訪問介護相当事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は訪問介護相当事業の対象者であることを確かめること。
- (12) 前号の被保険者証に法第115条の3第2項の規定による認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問介護相当事業を提供するように努めること。
- (13) 訪問介護相当事業の提供の開始に際し、要支援認定又は訪問介護相当事業の対象者であることの確認（以下この号において「要支援認定等」という。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請等が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行うこと。
- (14) 介護予防支援（これに相当するサービスを含む。以下同じ。）が利用申込者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する30日前になされるよう、必要な援助を行うこと。
- (15) 訪問介護相当事業の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
- (16) 訪問介護相当事業を提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- (17) 訪問介護相当事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- (18) 訪問介護相当事業の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9各号又は事業実施要綱第16条のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防サービス支援計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行うこと。
- (19) 介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護相当事業を提供すること。
- (20) 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行うこと。
- (21) 訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

- (22) 訪問介護相当事業を提供した際には、当該訪問介護相当事業の提供日及び内容、当該訪問介護相当事業について法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者によって支払いを受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。
- (23) 訪問介護相当事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等の情報を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、書面の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。
- (24) 第 1 号事業支給費の支給を受けることのできる訪問介護相当事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護相当事業に係る第 1 号事業支給費から当該訪問介護相当事業者に支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けること。
- (25) 第 1 号事業支給費の支給を受けることのできない訪問介護相当事業を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、当該訪問介護相当事業に係る第 1 号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにすること。
- (26) 前 2 号の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により実施地域以外の地域の居宅において訪問介護相当事業を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることができること。
- (27) 前号に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- (28) 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問介護相当事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。
- (29) 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当事業の提供をさせないこと。
- (30) 訪問介護相当事業を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知すること。
- ア 正当な理由なしに訪問介護相当事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (31) 現に訪問介護相当事業の提供を行っている時に利用者の病状に急変が生じた場合その他の必要な場合は、訪問介護員等をして速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じさせること。
- (32) 訪問介護相当事業所の管理者は、当該訪問介護相当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- (33) 訪問介護相当事業所の管理者は、当該訪問介護相当事業所の従業者にこの条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- (34) サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うこと。
- ア 訪問介護相当事業の利用の申込みに係る調整をすること。
- イ 利用者の状態の変化や訪問介護相当事業に関する意向を定期的に把握すること。

- ウ 地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問介護相当事業の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - エ サービス担当者会議への出席等、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。
 - オ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この号において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - カ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - キ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - ク 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - ケ その他訪問介護相当事業の内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (35) 訪問介護相当事業所ごとに、次に掲げる訪問介護相当事業の運営についての重要事項に関する規程（第47号において「運営規程」という。）を定めること。
- ア 訪問介護相当事業の目的及び運営の方針
 - イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ウ 営業日及び営業時間
 - エ 訪問介護相当事業の内容及び利用料その他の費用の額
 - オ 通常の事業の実施地域
 - カ 緊急時等における対応方法
 - キ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ク その他運営に関する重要事項
- (36) 訪問介護相当事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この号において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがないこと。
- (37) 利用者に対し適切な訪問介護相当事業を提供することができるよう、訪問介護相当事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておくこと。
- (38) 訪問介護相当事業所ごとに、当該訪問介護相当事業所の訪問介護員等によって訪問介護相当事業を提供すること。
- (39) 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- (40) 適切な訪問介護相当事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
- (41) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- (42) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。
- (43) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

- (44) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- (45) 訪問介護相当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。
- (46) 訪問介護相当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。
- ア 訪問介護相当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- イ 訪問介護相当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ウ 訪問介護相当事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (47) 訪問介護相当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- (48) 重要事項を記載した書面を訪問介護相当事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前号の規定による掲示に代えることができる。
- (49) 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載すること。
- (50) 訪問介護相当事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさせないこと。
- (51) 当該訪問介護相当事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (52) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
- (53) 訪問介護相当事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと。
- (54) 地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
- (55) 提供した訪問介護相当事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (56) 前号の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (57) 介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（施行規則第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。
- (58) 訪問介護相当事業の運営に当たっては、提供した訪問介護相当事業の利用者からの苦情に関して市長が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めること。

- (59) 訪問介護相当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当事業の提供を行うよう努めること。
- (60) 利用者に対する訪問介護相当事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡をするとともに、必要な措置を講じること。
- (61) 前号の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録すること。
- (62) 利用者に対する訪問介護相当事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (63) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。
- ア 訪問介護相当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- イ 訪問介護相当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ウ 訪問介護相当事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- エ アからウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (64) 訪問介護相当事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護相当事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
- (65) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- (66) 利用者に対する訪問介護相当事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該利用者の契約終了の日）から2年間保存すること。
- ア 訪問介護相当事業計画
- イ 第23号に規定する提供した具体的なサービスの内容等の情報の記録
- ウ 第72号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- エ 第30号に規定する区市町村長への通知に係る記録
- オ 第55号に規定する苦情の内容等の記録
- カ 第60号に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
- (67) 訪問介護相当事業の提供は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。
- (68) 自らその提供する訪問介護相当事業の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- (69) 訪問介護相当事業の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してその提供に当たること。
- (70) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により訪問介護相当事業の提供に努めること。

- (71) 訪問介護相当事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めること。
- (72) 訪問介護員等が提供する訪問介護相当事業（以下この号において「サービス」という。）の方針は、第1号及び第67号から前号までに定めるところによるほか、次に掲げるところによるものとする。
- ア 訪問介護相当事業の提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- イ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当事業計画を作成するものとする。
- ウ 訪問介護相当事業計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- エ サービス提供責任者は、訪問介護相当事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得なければならない。
- オ サービス提供責任者は、訪問介護相当事業計画を作成した際には、当該訪問介護相当事業計画を利用者に交付しなければならない。
- カ 訪問介護相当事業の提供に当たっては、訪問介護相当事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- キ 訪問介護相当事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、訪問介護相当事業の提供方法等について、理解しやすいように説明すること。
- ク 訪問介護相当事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- ケ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- コ 訪問介護相当事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- サ サービス提供責任者は、訪問介護相当事業計画に基づくサービスの開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当事業計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告させるとともに、当該訪問介護相当事業計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当事業計画の実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- シ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- ス サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当事業計画の変更を行うものとする。

セ アからシまでの規定は、スに規定する訪問介護相当事業計画の変更について準用する。

(73) 訪問介護相当事業（以下この号において「サービス」という。）の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高めるため、次に掲げる事項に留意しながら提供すること。

ア 訪問介護相当事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な提供に努めること。

イ 自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取り組み等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮すること。

(74) 作成、保存、その他これら類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次号については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(75) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この号において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法、その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（総合事業訪問型サービスA事業所の従事者等の員数）

第9条 総合事業訪問型サービスA事業者が総合事業訪問型サービスA事業所ごとに置くべき従事者（総合事業訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修の受講修了者をいう。次項及び第11条において読み替えて準用する第7条第51号において同じ。）の員数は、総合事業訪問型サービスA事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 総合事業訪問型サービスA事業者が総合事業訪問型サービスA事業所ごとに置くべきサービス提供責任者（介護福祉士、実務者研修修了者及び3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者等）の員数は、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上とする。

3 前項のサービス提供責任者は、専ら総合事業訪問型サービスAの提供に従事するものとする。ただし、利用者に対する総合事業訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。

4 総合事業訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者の指定、指定介護予防訪問介護事業者の指定、訪問介護相当事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問型サービスA事業と指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業、訪問介護相当事業（以下「指定訪問介護の事業等」という。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの基準を満たす必要があるものとする。ただし、指定訪問介護の事業等の基準を満たし、指定訪問介護の事業等に支障がない場合については、指定訪問介護の事業等のサービス提供責任者の員数の算定において、総合事業訪問型サービスAの利用者数も含めた数で算定し指定訪問介護の事業等の基準を満たすことをもって第2項の基準を満たしているものとみなすことができる。

(総合事業訪問型サービスA事業所の管理者)

第10条 専らその職務に従事する管理者は、総合事業訪問型サービスA事業所ごとに置くこととする。ただし、総合事業訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該総合事業訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第11条 第6条の規定は、総合事業訪問型サービスA事業者の指定に準用する。この場合において、「訪問介護相当事業者」とあるのは「総合事業訪問型サービスA事業者」と、「指定訪問介護事業者の指定」とあるのは「指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は訪問介護相当事業者の指定」と、「訪問介護相当事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については」とあるのは「総合事業訪問型サービスA事業、指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は訪問介護相当事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の事業等の基準を満たし、指定訪問介護の事業等に支障がない場合について」と読み替えるものとする。

(総合事業訪問型サービスA事業者への指導内容)

第12条 市長は、総合事業訪問型サービスA事業者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、要支援の状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態及び家族の状況等を踏まえながら日常生活を営むのに必要な生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを指導するものとする。

2 第8条第2号から第38号まで及び第40号から第72号までの規定は、総合事業訪問型サービスA事業者に対する運営指導に準用する。この場合において、同条第47号中「運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。」とあるのは「運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。ただし、利用申込者等の求めに応じて直ちに掲示することができる体制が整えられている場合は、この限りでない。」と読み替えるものとする。

(通所介護相当事業所の従業者の員数)

第13条 通所介護相当事業者が通所介護相当事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 通所介護相当事業の提供日ごとに、通所介護相当事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護相当事業の単位ごとに、専ら当該通所介護相当事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当事業の単位ごとに、当該通所介護相当事業を提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当事業を提供している時間数（次号において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所介護相当事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当事業又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条及び第16条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 通所介護相当事業所の利用定員（当該通所介護相当事業所において同時に通所介護相当事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当事業の単位ごとに、当該通所介護相当事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当事業者は通所介護相当事業の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。以下同じ。）を、常時1人以上当該通所介護相当事業に従事させることとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当事業の単位は、通所介護相当事業であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護相当事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であることとする。
- 8 通所介護相当事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第

6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(通所介護相当事業所の管理者)

第14条 通所介護相当事業者は、通所介護相当事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととする。ただし、通所介護相当事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護相当事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(通所介護相当事業所の設備及び備品等)

第15条 通所介護相当事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当事業の提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 前項ただし書の場合(通所介護相当事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護相当事業以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該通所介護相当事業者に係る指定を行った市長に届けるものとする。

5 通所介護相当事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から前3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(通所介護相当事業者への指導内容)

第16条 市長は、通所介護相当事業者に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

(1) 第8条第2号から第5号までに掲げる事項

(2) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すこと。

- (3) 第1号事業支給費の支給を受けることのできる通所介護相当事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当事業に係る第1号事業支給費基準額から通所介護相当事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けること。
- (4) 第1号事業支給費の支給を受けることのできない通所介護相当事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所介護相当事業に係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにすること。
- (5) 前2号の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができること。
 - ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して送迎に要する費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ウ おむつ代
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、通所介護相当事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- (6) 前号イに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第149号）の例によるものとする。
- (7) 第5号の費用の額に係る通所介護相当事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該通所介護相当事業の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- (8) 通所介護相当事業所の管理者は、当該通所介護相当事業所の従業者の管理及び通所介護相当事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。
- (9) 通所介護相当事業所の管理者は、当該指定相当事業所の従業者にこの条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- (10) 通所介護相当事業所ごとに、次に掲げる通所介護相当事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ウ 営業日及び営業時間
 - エ 通所介護相当事業の利用定員
 - オ 通所介護相当事業の内容及び利用料その他の費用の額
 - カ 通常の事業の実施地域
 - キ サービス利用するに当たっての留意事項
 - ク 緊急時等における対応方法
 - ケ 非常災害対策
 - コ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - サ その他運営に関する重要事項

- (11) 利用者に対し適切な通所介護相当事業を提供できるよう、通所介護相当事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (12) 通所介護相当事業所ごとに、当該通所介護相当事業所の従業者によって通所介護相当事業を提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (13) 通所介護相当事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。その際、通所介護相当事業者は、全ての通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- (14) 適切な通所介護相当事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当事業従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- (15) 利用定員を超えて通所介護相当事業の提供を行わないこと。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (16) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- (17) 前号に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- (18) 利用者の使用する施設及び設備、食器その他の備品又は飲用水、食品等について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (19) 当該通所介護相当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるよう努めること。
 - ア 当該通所介護相当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 当該通所介護相当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 当該通所介護相当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (20) その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。
- (21) その事業の運営に当たっては、提供した通所介護相当事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めること。
- (22) 通所介護相当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当事業の提供を行うよう努めること。

- (23) 利用者に対する通所介護相当事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- (24) 前号の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録すること。
- (25) 利用者に対する通所介護相当事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (26) 前条第4項の規定により届け出た通所介護相当事業以外の事業により事故が発生した場合は、第23号及び第24号の規定に準じた必要な措置を講じること。
- (27) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- (28) 利用者に対する通所介護相当事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存すること。
- ア 通所介護相当事業計画
 - イ 第2項において準用する第7条第23号の規定により提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ウ 第34号の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - エ 第2項において準用する第8条第30号に規定する区市町村長への通知に係る記録
 - オ 第2項において準用する第8条第56号に規定する苦情の内容等の記録
 - カ 第24号の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (29) 通所介護相当事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。
- (30) 自らその提供する通所介護相当事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ること。
- (31) 通所介護相当事業提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してその提供に当たること。
- (32) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による通所介護相当事業の提供に努めること。
- (33) 通所介護相当事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めること。
- (34) 通所介護相当事業（以下この号及び次号において「サービス」という。）の方針は、第2号及び第29号から前号まで定めに基づき、次に掲げるところによること。
- ア サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師から提供された情報又はサービス担当者会議を通じて取得した情報の活用その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - イ 通所介護相当事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当事業計画を作成するものとする。

- ウ 通所介護相当事業計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- エ 通所介護相当事業所の管理者は、通所介護相当事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明させ、利用者の同意を得なければならない。
- オ 通所介護相当事業所の管理者は、通所介護相当事業計画を作成した際には、通所介護相当事業計画を利用者に交付しなければならない。
- カ サービスの提供に当たっては、通所介護相当事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- キ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- ク サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ケ クの身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- コ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- サ 通所介護相当事業所の管理者は、通所介護相当事業計画に基づくサービスの提供を開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所介護相当事業計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所介護相当事業計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所介護相当事業計画の実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- シ 通所介護相当事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- ス 通所介護相当事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当事業計画の変更を行うものとする。
- セ アからシまでの規定は、スに規定する通所介護相当事業計画の変更について準用する。
- (35) サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うこと。
- ア サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- イ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- ウ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次号から第39号まで

に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(36) 通所介護相当事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

(37) 通所介護相当事業の提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めること。

(38) 通所介護相当事業の提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めること。

(39) 通所介護相当事業の提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

2 第7条及び第8条第9号から第20号まで、第22号及び第23号、第30号及び第31号、第40号及び第41号、第46号並びに第64号の規定は、通所介護相当事業者に対する運営指導に準用する。この場合において、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当事業所の従業者」と、同条第46号中「訪問介護相当事業所」とあるのは「通所介護相当事業所」と、同条第40号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(総合事業通所型サービスA事業所の従業者の員数)

第17条 総合事業通所型サービスAの事業者が総合事業通所型サービスA事業所ごとに置くべき従業者の員数は、総合事業通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該総合事業通所型サービスAの提供に当たる従事者が1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては専ら当該総合事業通所型サービスAに当たる従事者に加えて、15人を超える部分の数を11で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 総合事業通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者の指定、指定介護予防通所介護事業者の指定又は通所介護相当事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は通所介護相当の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの基準を満たす必要があるものとする。ただし、指定通所介護の事業等の基準を満たし指定通所介護等の事業に支障がない場合については、指定通所介護の事業等の介護職員の員数の算定において、総合事業通所型サービスAの利用者数も含めた数で算定し、指定通所介護の事業等の基準を満たすことをもって第1項第2号の基準を満たしているものとみなすことができる。

(総合事業通所型サービスA事業所の管理者)

第18条 専らその職務に従事する管理者は、総合事業通所型サービスA事業所ごとに置くこととする。ただし、総合事業通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該総合事業通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(総合事業通所型サービスA事業所の設備及び備品等)

第 19 条 総合事業通所型サービス A 事業所には、食堂、機能訓練室を設けることとし、その合計した面積は 3 平方メートルに事業所全体の利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品等を備えることとする。

2 第 1 項の食堂、機能訓練室は、専ら総合事業通所型サービス A 事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する総合事業通所型サービス A 事業の提供に支障がないときは、あらかじめ市長に届け出ることにより総合事業通所型サービス A 事業以外の事業の用に供することができるものとする。

3 総合事業通所型サービス A 事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 95 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第 20 条 第 15 条の規定は、総合事業通所型サービス A 事業者に対する運営指導に準用する。この場合において、第 8 条第 47 号中「運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。」とあるのは「運営規程の概要、総合事業通所型サービス A 事業所の従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。ただし、利用申込者等の求めに応じて直ちに掲示することができる体制が整えられている場合は、この限りでない。」と、第 16 条第 31 号中「単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて」とあるのは「運動器の機能の向上等による改善等を通じて」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。